

第7回 YOKOSUKA e-Sports CUP 運営等業務委託

プロポーザルに関する実施要領

令和8年1月21日
横須賀集客促進・魅力発信実行委員会

横須賀集客促進・魅力発信実行委員会（以下「本委員会」という。）では、eスポーツの普及・振興を図る Yokosuka e-Sports Project を令和8年度も引き続き推進していく予定です。

この実施要領は、Yokosuka e-Sports Project のうち、おもに全国の高校生を対象とした「第7回 YOKOSUKA e-Sports CUP」の運営と、付随する関連コンテンツ制作業務（以下「本業務」という。）における契約候補者をプロポーザル方式により選定するにあたり、必要な事項を定めたものです。

1 業務概要

(1) 件名

第7回 YOKOSUKA e-Sports CUP 運営等業務委託

(2) 業務内容

特記仕様書（別紙1）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

なお、本件は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、令和8年3月の横須賀市議会定例議会にて議決された時点で、業務委託が行われることが決定します。

(4) 契約方法

総価契約

(5) 契約金額

上限： 17,027千円（税込）

(6) 留意事項

本事業の実施については令和8年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合があります。

契約候補者は本委員会に本業務に係るプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に要した費用を、いずれの場合も請求することはできません。

2 プロポーザル概要

(1) 担当課（関係書類の提出先及び問い合わせ先）

本プロポーザルの事務は次の担当課が行います。

横須賀集客促進・魅力発信実行委員会（事務局：横須賀市文化スポーツ観光部観光課）

住 所：〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

T E L : 046-822-8568 (直通) F A X : 046-824-3277

E-mail : cocoyoko@city.yokosuka.kanagawa.jp

(2) 選定方法

本業務は、市主催の大会としての意義を高めると共に、安定した運営と満足度の高いコンテンツ内容が求められるため、価格以外の要素も含め事業者を選定する必要がある。

そこで、本業務の事業者選定にあたっては、企画・運営案を審査するプロポーザルを実施し、本業務に最も適した事業者を選定する。

(3) 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、参加申請書の提出期限（提出期限の末日）から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 横須賀市指名停止等措置規則に基づく指名停止期間中でないこと。
- イ 特記仕様書（別紙1）に定める業務を履行する能力を有すること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。
- エ 会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続をしていないこと。
- オ 最近1年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- カ 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にないこと。
- キ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものを役員に含まないこと。
- ク 日本国の法人格を有するものであること。
- ケ 応募にあたり、次に事項に同意していること。
横須賀市暴力団排除条例に基づく暴力団員等でないことを確認するため、神奈川県警察に個人情報を提供すること。

(4) 実施スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとします。

内容	期日等
公募開始	令和8年1月21日（水）
質問受付期限 質問回答期限 質問回答内容の公表	令和8年2月5日（木） 令和8年2月12日（木） 令和8年2月13日（金）
参加申請書の提出期限	令和8年2月18日（水）
参加資格の審査及び結果通知	令和8年3月2日（月）
企画案の提出期限	令和8年3月6日（金）
選考会の実施	令和8年3月16日（月）午後
契約候補者の決定	令和8年4月1日（水）
契約締結	令和8年4月6日（月）午後

3 参加申請

(1) 参加申請書の提出

参加資格要件を満たし、本プロポーザルへ参加を希望する者は、次により、参加申請書（様式1）及び、役員名簿一覧表（様式2）、会社、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）、消費税及び地方消費税の納税証明（その3 未納税額のない証明用）、市税等に関して未納のないことについての証明書（所在地の市区町村発行のもの）、をそれぞれ提出してください。

ア 提出部数 各1部

イ 提出方法 持参又は郵送（信書の郵送に適する方法）

ウ 提出期限 令和8年2月18日（水）（必着）

※持参の場合は、平日のみ（土日祝を除く）、8時30分～17時（12時～13時を除く）に受け付けます。

エ 提出先 横須賀市文化スポーツ観光部観光課 eスポーツ担当宛

（住所）〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地

(2) 参加資格の審査及び結果通知

参加申請書を提出した者に対して、参加資格要件を満たしているかを審査し、次により、結果を通知します。

ア 通知方法 参加申請書（様式1）に記載したメールアドレスあてに随時通知

イ 通知期限 令和8年3月2日（月）

(3) 留意事項

ア 参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものと見なします。

イ 提出期限内に参加申請書を提出しない者又は参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできません。

4 質問の受付・回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルや本業務に関する質問がある者は、次により、質問書（様式3）を提出してください。

- ア 提出方法 電子メールに添付
- イ 提出期限 令和8年2月5日（木）
- ウ 提出先 横須賀市文化スポーツ観光部観光課 eスポーツ担当宛
(E-mail) cocoyoko@city.yokosuka.kanagawa.jp

※送信後、電話連絡し、受信の確認をお願いします。

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、次により行います。

- ア 回答方法 質問者に電子メールで随時回答
- イ 回答期限 令和8年2月12日（木）

(3) 質問・回答内容の公表

期限内に受け付けた質問とその回答内容を次により公表します。

- ア 公表方法 質問者を伏せた形で回答書を作成し、本委員会ホームページで公表します。
「横須賀市観光情報サイト」<https://www.cocoyoko.net/>
- イ 公表日 令和8年2月13日（金）

(4) 留意事項

- ア 提出期限後の質問、電話や来訪等の口頭による質問は、理由の如何を問わず、受け付けません。
- イ 質問内容や量によって、回答に時間を要する場合があります。
- ウ 事業者選定の公平性を保つため、質問の内容によっては、回答しない場合があります。
- エ 事業者が特定できるような質問については、非公表とする場合があります。
- オ 場合によって、期日より前に公表することがあります。

5 企画案の作成・提出

「プロポーザル」にあたって、次により、企画案を作成・提出してください。

(1) 企画案の作成

特記仕様書（別紙1）に基づき、本業務の全体企画案および関連コンテンツ案を作成してください。併せて、予算内で実施可能であると証明できるよう、見積書を添付してください。

■企画案に盛り込んでいただきたい要素（詳細は別紙特記仕様書に記載）

企画概要	<ul style="list-style-type: none">○全体のブランディングイメージ<ul style="list-style-type: none">・eスポーツの聖地を目指す横須賀市の認知度向上・観光や名産PRなどによる横須賀市の魅力度向上○大会の運営イメージ<ul style="list-style-type: none">・ディレクション、キャスティング（案）・実施会場・配信方法・部門構成……上級者向け部門と、初心者・中級者向け部門の2部門制の実施。・横須賀市主催大会ならではの取組○関連コンテンツイメージ<ul style="list-style-type: none">・大会キャスターや過去の大会参加者を巻き込んだ企画・横須賀市内の高校生が対象の企画○企画体制○協賛イメージ<ul style="list-style-type: none">・市外企業向けプラン・地元企業・商店向けプラン・冠スポンサー企業募集プラン（加点要素）○プロモーション関連施策
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■添付資料

見積書	提示している予算額内で実現可能な見積書を作成してください。
実績資料	本大会と同規模のeスポーツイベントの運営実績がわかるもの

(2) 企画案の提出

作成した企画案を次により提出してください。

- ア 提出部数 1部 (PDF ファイル／もしくはブラウザで確認できる形式)
- イ 提出方法 電子メールに添付
※会社名は入れずに作成してください。
※ 3 MB を超えるデータの場合、ストレージサービスなどを使用
- ウ 提出期間 令和8年3月6日（金）
- エ 提出先 横須賀市文化スポーツ観光部観光課 e スポーツ担当宛
(住所) 〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11番地
(メール) cocoyoko@city.yokosuka.kanagawa.jp

(3) 留意事項

- ア 企画案は、未発表（他の大会等で実施していない）のものに限ります。
- イ 企画案の著作権は、参加者に帰属します。デザイン案に使用するイラスト等の責任は全て参加者が負うものとします。
- ウ 企画案は、契約候補者に決定した場合、契約締結後に実施する「第7回 YOKOSUKA e-Sports CUP」の原案となります。
- エ 提出された企画案は、返却しません。
- オ 想定以上に応募があった場合、書類選考を行います。結果は3月3日（火）正午までに各事業者に通知します。

(4) 見積書の作成・提出

次の事項を確認の上、見積書を作成してください。

- ア 提出日、所在地、連絡先、商号又は名称、代表者氏名を明記してください。
- イ 特記仕様書（別紙2）、上限額（本紙1ページ）の内容を十分確認の上、契約額を見積もってください。
- ウ 提出後の差し替えは、本委員会が指示する場合を除き、認めません。

6 選考会の実施

参加者から提出された企画案を審査するため、次により、企画コンペ（選考会）を実施します。

(1) 実施日

令和8年3月16日（月）10:00～17:00 のうち、1事業者 45 分程度
発表 30分 質疑応答 15分 ※実施日時について、参加者は指定できません。

(2) 審査方法

審査は、プロポーザル担当課が審査員として適任と判断する市職員5人（本プロポー

ザルの事務に従事する担当者を除く)が公平かつ厳正に行います。

審査員は、各参加者の企画案を下記の審査項目ごとに、評価基準に基づき評価します。

■審査項目（10項目）

⑥～⑨は評価点が倍になります。⑩は提案した場合のみの加点要素とします。

- ① 業務遂行に必要な能力および組織体制を有しているか。
(過去の大会運営実績等)
- ② 提案内容が、横須賀市のeスポーツ施策「Yokosuka e-Sports Project」、「YOKOSUKA e-Sports CUP」の趣旨や、ブランディングイメージに沿っているか。(詳細は特記仕様書(別紙1)を参照。)
- ③ オフライン大会の実施について、会場の盛り上がりが期待できるものかどうか。
- ④ 横須賀市内の高校生にスポットを当てられているかどうか。
- ⑤ 過去の大会参加者などを巻き込んだ企画になっているか。
- ⑥ 新規部門の増設に対応した企画・運営体制になっているか。
- ⑦ 大会企画、配信内および前後のPRコンテンツに横須賀らしさを盛り込めてい るか。
- ⑧ 大会参加者および視聴者にとって満足度の高い大会になっているか。
- ⑨ 見積金額の総額(最も提示額が低い参加者からS、A、B、C、Dの評価)
- ⑩ 将来的な自走化に向け、冠スポンサー企業の獲得が期待できるか。(加点要素)

■評価基準（6段階）

いずれの審査項目も、評価は「S・A・B・C・D・E」の6段階とします。評価点は次のとおりです。

評価基準	評価点 ①～⑤・⑩	評価点 ⑥～⑨
S=非常に優れている	5点	10点
A=優れている	4点	8点
B=標準的	3点	6点
C=標準より劣る	2点	4点
D=標準よりかなり劣る	1点	2点
E=評価に値しない	0点	0点

※審査員1人あたり70点満点

審査員5人の合計350点満点(審査員の持ち点70点満点×5人)

(3) 企画案の再提出について

事前提出した企画案は、選考会までに修正、加筆が可能です。修正した場合は、印刷した企画案を6部持参してください。選考会会場ではモニターが使用可能です。

(4) 選定方法

全審査員の評価結果について、全評価項目の評価点を合計し、参加者の評価点を決定します。評価点が最も高い参加者を契約候補者とします。ただし、評価点が、満点（300点）の60%（180点）（以下「基準点」という。）に満たない場合は、契約候補者として選定しません。

(5) 選定結果の通知

全参加者に対して、次により、結果を通知します。

- ア 通知内容
- ・契約候補者：契約候補者選定の通知
 - ・その他の参加者：選定外となった旨の通知

※全体の結果（各参加者の評価点等）については、この時点では通知しません。（契約候補者決定後に、本委員会ホームページで公表します。）

「横須賀市観光情報サイト」<https://www.cocoyoko.net/>

- イ 通知方法 参加申請書（様式1）に記載したメールアドレスあてに通知
ウ 通知期限 令和8年4月1日（水）

(6) 留意事項

- ア 最高点が基準点に満たない場合、再度公募を実施します。
イ 選考参加者が1者の場合でも、審査の結果、当該参加者の評価点が基準点を満たした場合は、契約候補者として選定します。
ウ 評価点が同じ場合は、提出書類の見積書の金額が低い事業者に決定します。評価点が同じかつ見積額が同額の場合は、くじ引きを行い選定します。

9 プロポーザル結果の公表

令和8年4月3日（金）以降に、本プロポーザルの結果を本委員会ホームページ（「横須賀市観光情報サイト」<https://www.cocoyoko.net/>）で公表します。なお、公表内容には、以下の項目が含まれます。

(1) 契約候補者の名称と評価点

その他の参加者名は非公表とし、記載例のとおり表記します。
(記載例) 事業者A ○○点、事業者B ●●点、…

10 契約の締結

(1) 本業務の契約候補者に決定した者は、令和8年4月6日（月）に本委員会と契約を締結するものとします。

- (2) 契約内容は、本委員会と契約候補者で協議の上、決定します。
- (3) 契約手続きについては、契約候補者に対して、別途通知します。
- (4) 契約候補者と協議の上、契約の合意に至らなかった場合は、プロポーザル参加者のうち基準点を超え、契約候補者の次に高い評価点を得た参加者から契約の交渉を行います。なお、契約候補者が決定しなかった場合、再度公募を実施することがあります。

11 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格となります。契約候補者については、契約を取り消します。

- ア 参加資格要件を満たさない場合（契約締結までの間に資格要件を満たさなくなつた場合を含む）
- イ 参加申請をしたにも関わらず、期限内に提出書類を提出しなかった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 本プロポーザルの実施にあたり、不正もしくは妨害行為を行った場合
- オ 見積書（様式4）において、上限金額を超える見積金額を提示した場合
- カ その他、実施要領に違反した場合

(2) 参加辞退

参加者は、参加申請書を提出した後でも、企画案の提出期限までは参加を辞退することができます。参加を辞退する場合は、次により、速やかに参加辞退届（様式5）を提出してください。なお、参加辞退者に対して、本委員会が以後のプロポーザル等において不利益な扱いをすることはありません。

- ア 提出方法 電子メールに添付
- イ 提出期限 令和8年3月6日（金）
- ウ 提出先 横須賀市文化スポーツ観光部観光課
(E-mail) cocoyoko@city.yokosuka.kanagawa.jp

※送信後、電話連絡し、受信の確認をお願いします。

(3) 提出書類の取り扱い

- ア 提出書類の内容に含まれる著作権は、原則として、参加者に帰属します。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず、返却できません。
- ウ 提出書類の差し替えは、本委員会が指示する場合を除き、認めません。
- エ 提出書類は、原則として公開しませんが、横須賀市情報公開条例に基づき、公開

する場合があります。

- オ 提出書類は、本プロポーザルの実施にあたり、必要な範囲において複製を作成する場合があります。

(4) 費用の負担

本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とします。

(5) プロポーザルの延期・中止

やむを得ない理由等により、本委員会が本プロポーザルを実施できないと判断した場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがあります。